

65歳以上の介護保険料

年金額によって納め方が違います

65歳以上の人（第一号被保険者）の介護保険料の納め方には、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書で納める「普通徴収」の2種類に分かれています。

老齢・(退職)年金が、年額18万円
(月額 1万5,000円)

以上の人（特別徴収）

年金の定期払い（年6回）の際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ2カ月分ずつ差し引かれます。

※老齢福祉年金・遺族年金・障害年金・寡婦年金・恩給については保険料の差し引きの対象となりません。

未満の人（普通徴収）

広域連合から送付される納付書（キップ）で、金融機関を通じて直接納めていただきます。

※前年度中に65歳になった人は受給している年金額に関係なく、9月分までは普通徴収で納めます。

普通徴収の介護保険料の納期限

第1期	8月2日
第2期	8月31日
第3期	9月30日
第4期	11月1日
第5期	11月30日
第6期	12月27日
第7期	1月31日
第8期	2月28日

六十五歳以上の人の保険料額が確定しましたので、普通徴収の納付書を発行しますが、七月中旬の発送予定ですが、一回目の納期は八月二日です。保険料は納期限から二十日（六十円）が過ぎると督促手数料（六十円）が発生します。督促状は、納期限から十五日を過ぎた頃に発行していただきますので、納め忘れのないよう、早めの納付をお願いします。

7月から普通徴収の納付が始まります

口座振替のできる金融機関など

- 岩手銀行
- 東北銀行
- 北日本銀行
- みちのく銀行
- 盛岡信用金庫
- 東北労働金庫
- いわてくじ農協
- 岩手県信漁連
- 郵便局

普通徴収の保険料の納付方法には、窓口で直接納める方法と、口座振替の方法があります。口座振替は、それぞれの納期限日に、登録いただいた口座から自動で引き落とす制度です。一度手続きすると、毎回金融機関窓口で納付するわずらわしさや、うっかり納め忘れるということもなく便利です。手続きは、納入通知書と預（貯）金通帳、印鑑をお持ちになって、次の金融機関など（本店・各支店）の窓口でお申し込みください。

便利な口座振替をご利用ください

保険料を滞納
ついでに...
保険給付が制限される
ことがあります

一年以上滞納すると、介護サービスにかかった費用をいったん全額支払うことになり、費用の九割分は広域連合に申請することにより、利用者に支払われます。一年六ヶ月以上滞納すると、介護保険で給付されるサービスにかかった費用の九割分が、広域連合に申請しても一時支給されなくなります。これを保険給付の一時差し止めと言います。二年以上滞納が継続すると、介護サービスを利用するときの利用料（自己負担分）が、通常の一分から三割に引き上げられます。その他に、利用料が一定の額を超えると、超えた分の額をお返しする、高額介護サービス費の支給の制度が受けられなくなります。